

日本国憲法と非暴力の可能性

寺島俊穂

今日はお招きいただきまして、どうもありがとうございます。関西大学で政治哲学を担当している寺島と申します。今日の私のテーマは「日本国憲法と非暴力の可能性」ということで、レジュメにそつてお話ししたいと思います。君島さんのほうでつくつていた「だいた統一テーマが「〈帝国〉」の時代における非暴力の可能性」ということなので、そのことにも関連して少し考えてみたいと思つたわけです。私は政治理論を研究しているので、どちらかというと国際政治とか日本国憲法から離れて勉強しているという感じになるのですが、今日は国際政治の問題についても考えてみようと思つていきます。

冷戦終結後の世界秩序を考えたときに、アメリカの一極中心的な構造ができていっているのではないかと、それをどう表すかというときに、最近「帝国」という言い方をよく使います。しかし、私自身は「帝国」という概念をこれまであまり使つてきませんでした。それはなぜかと申しますと、「帝国」という概念には少し抵抗感があつて、例えば戦前の植民地を持つ帝国とかローマ帝国との比較で学問

的に区別していくときに、同じ「帝国」という言葉を使つていいかということがありました。しかし、こういうテーマで報告することになりましたので、「帝国」関連書を十数冊ぐらい読んでみました。そこで私が注目した点について、まずお話ししたいと思います。

一 冷戦後の世界秩序

(1) 〈帝国〉の概念

最初に、「帝国」の概念についてですが、マイケル・ハートとアントニオ・ネグリの『帝国』という本があります。これは非常に厚い本で、思想史関係の人が訳しているので、訳者のなかには私が知つている人もいますが、この本はたまたま読んでいました。大学院生がこれをやろうということ、ちょっとしんどかったのですが、大学院の演習で一緒に読むことができました。

ここで言つている「帝国」は、必ずしもアメリカ合衆国のことを指すわけではなく、むしろ情報と金融の世界的なネットワークのこ

とを指すわけです。いわゆる共産主義者というか、現代マルクス主義者の立場で書かれていますから、そういうものが中心的な構造になつて世界の格差を生み出しているとか、新しい世界社会の具現に注目する際にそういう言葉で表現したわけです。その際、ネグリやハートは、「帝国」に対抗する存在として「マルチチュード」ということを言っています。私はハンナ・アレントという思想家を研究してきましたが、アレントの『革命について』のなかでは、多様な人びとということと「複数者」(アレント [1995: 138])と訳されています。「公衆」とか「群衆」とも訳されますが、適切な訳語がないので、この本のなかではカタカナ表記になっています。結局、意味としては「民衆の連帯」ということになるのでしょうか。そういう概念で「帝国」に対抗していったらどうなるか。アンチ・グローバルな考え方になるかと思えます。

『帝国』という本は、帝国の下での抑圧や破壊の復活する共産主義者の立場から書かれたと言われますが、もうひとつの次元として、「本書での執筆は、ペルシア湾岸での戦争がまさに終わった後に開始され、コソヴォでの戦争がまさに始まる前に完了した」(ハートとネグリ [2003: 11])と書いてあるわけです。湾岸戦争のときの軍事行動は、国連のお墨つきもあつたし、アフガン戦争やイラク戦争のときのような単独行動主義とは違った連携的な多国籍軍というか、連合軍という形での介入であつたわけです。あるいは、コソヴォもNATO軍という形でした。コソヴォでは「人道的介入」ということが言われ、この問題についてはまたあとで議論されると思

いますが、この本はそういう軍事的には分裂していない時代に書かれたものです。東の間かもしれないませんが、ひとつにはそのような背景があつたのではないかと思えます。つまり、湾岸戦争における米国を中心にした多国間連携、すなわち軍事的ネットワークがその時点では形成されていきました。

さらに、印象に残つた本のなかには、国際政治学者の藤原帰一さんの書かれた『デモクラシーの帝国——アメリカ・戦争・現代世界——』(岩波新書、二〇〇二年)があります。これも出版されたときに読んでいたのですが、今度読み返してみても印象に残つた点を挙げてみます。藤原さんは、帝国という言葉は、(1)強大な軍事大国、(2)多民族を支配する国家、(3)海外に植民地領土を保有する国家、そして(4)世界経済における支配的勢力、という意味で用いられてきたと言っています(註:藤原 [2002: 78])。米国とかアメリカ合衆国と言つたほうがいいのかもしれませんが、政治学ではアメリカ合衆国のことをアメリカと言うことが多く、藤原さんはアメリカという言葉を使っています。藤原さんによれば、(3)の意味ではアメリカは帝国ではない。以前は持つていたこともあるが、植民地を持つていないからです。そういう意味では「インフォーマルな帝国」だとも言われるわけです。

「非公式の帝国」という言葉は、一九世紀初頭のイギリスが海外領土の模索からやや後退した時期をとらえて使われ始めたと言われています。ギャラハーとロビンソンが、それを「直接支配することなく海外市場を確保した帝国」(藤原 [2002: 84])と定義したわけ

です。こういう意味ではアメリカは帝国ではないが、ほかの意味で、つまり、とくに強大な軍事大国という意味では帝国ではないかという事です。藤原さんは、アメリカは「各国の政治的独立を認める限りでは植民地帝国ではないが、意に反する政府を倒すことを辞さない点では、紛れもない帝国としての相貌もそなえている」（藤原 [2002: 24]）と述べています。

アメリカは、ヨーロッパ的な意味でネーション・ステイト（国民国家）ではなかったわけですが、つまり普遍的な原則によつて政治統合を成し遂げた国です。そういう国がまさにその普遍主義のために国内と国外の壁を自覚しないという現象が生まれたのではないかと、藤原さんは言っているわけです。国民国家がその権力を海外に及ぼすことは内政干渉であり、侵略とされるはずだけでも、アメリカのなかから見ると、アメリカという自由な空間を外部に広げることが内政干渉どころか、自由の拡大であり、無謀な権力行使ではなく、使命の実現だということになるという話です。

最近ちょっと気になったことで、後ろの文献リストに入れてありますが、紀平英作さんの編集した『帝国と市民——苦悩するアメリカ民主政』（山川出版社、二〇〇三年）という本のように、帝国という言葉が注目を集めるようです。たまたま帝国ものを買ったらその一冊として入ったわけですが、この本は現在のアメリカの政治を扱っているのではなくて、それぞれの分野の人が書いた非常にアカデミックな内容です。キャプションのところでは、アメリカは「内なる民主主義と外なる帝国」という相貌をもつてるとたしかに書

いてありますが、内容的にはそうではないのです。つまり、いまは帝国という言葉がイメージ的にも使われるし、そういう題名をつければある程度、部数がかかるのかなというような感じでしたが、それはともかくとして、次の本にもそのことが多少現れています。

エマニュエル・トッドという人の『帝国以後——アメリカ・システムの崩壊』（藤原書店、二〇〇三年）が、私が読んだ本のなかでは一番印象に残ったものです。これは副題のほうが本題の題で、邦題は意味を取って付けたわけでしょうが、『帝国以後』となっています。フランス人が書いた本です。この本のなかでトッドが言っていることで重要なのは、「民主主義がユーラシアに定着し始めたまさにその時に」（トッド [2003: 40]）——つまり、非アメリカ圏でも、例えばソヴィエトとかウクライナ、あるいはバルト三国にしても、韓国とか、むしろとくに東欧圏を考えているのだと思いますが、東欧の民主化が進んでいる時期に——民主主義が誕生した地では民主主義が衰退しつつある、すなわち、アメリカ社会は基本的に平等な支配システムに変貌しつつあるのだ、という認識です。民主主義の推進力がユーラシアではプラス方向に向かい、アメリカではマイナス方向に向かうという逆転現象が現在起こっているのではないかと、ということですが。

どういふことかと言うと、アメリカ自体が問題になっているという言い方なのです。つまり、「世界はますますアメリカが消費するために生産するようになっていくのだ」（トッド [2003: 99]）。「アメリカ合衆国の目標は民主主義的にして自由主義的な秩序を擁護

することではなくなっている。その秩序は当のアメリカ自体において内実を失いつつあるのだ。さまざまな財と資本の供給が最重要課題となり、これからはアメリカ合衆国の基本的戦略目標は、世界の資源を政治的手段によって統御することとなる」（トッド [2003: 44]）。ただ、トッド自身は、「帝国以後」と表現しているように、むしろこういうアメリカ・システムは長くはもたないと言っている（cf. トッド [2003: 46]）。ですから、イラク戦争の時点でフランスのシラクらが強く出られたのは、こういう認識を基にしていると言われるわけです。

トッドは、〈帝国〉というのは次の三つの本質的な要素があると認識しています。(1)問題を最終的には解決しないこと——地球規模の「唯一の超大国」の制限のない軍事行動を正当化するために最終的な解決をしないでおく。(2)イラク、イラン、北朝鮮、キューバ等の小国に目標を定めること——いわゆる二流の行為者（プレーヤー）と「対決」し、アメリカの国力を誇示する。(3)軍備拡張競争のなかでアメリカを「ダントツ」にする新兵器を開発すること——もしアメリカが「このような戦略を持つとしたら、たしかにアメリカは世界の平和にとって予期せざる新たな障害になる」（トッド [2003: 46]）。「しかし、この戦略は脅威となるような規模のものではない。仮想敵の国のリストとその国力が、アメリカの国力の程度を客観的に規定している。つまりアメリカはせいぜい、イラク、イラン、北朝鮮、もしくはキューバに立ち向かう力があるにすぎないのである。取り乱して、アメリカ帝国の出現を告発する理由などこ

れっばかりもないのである。実際はソヴェイェト帝国に一〇年遅れて、解体の一途を辿っているのだから」（トッド [2003: 46]、傍点はトッド）、という認識です。

例えば、日本などは思いやり予算という形でアメリカに貢ぎ物をしているが、そんなことをしても、アメリカ人の消費水準を充たすことはできず、アメリカは困った状態に陥っていくのではないかといいことです。軍事的な形で劇場的な軍国主義が展開することになるといふような言い方をしていますが、実際にはアメリカの凋落といふのはあるのだろうといふことです。つまり、アメリカは貿易収支などで一九九〇年代から二〇〇〇年にかけて輸入が多くなっている構造が非常に拡大している状況ですから、「アメリカの凋落といふものをすべての国にとって最善のやり方で管理すること」（トッド [2003: 46]）が重要になっていくのだという認識を示しているわけです。

以上が、だいたいトッドの言う〈帝国〉ということですが。しかし、考えてみると、イラク、イランと北朝鮮とはやはり違ったレベルにもあるのではないかと思えます。つまり、バイタル・インタレストというのでしょうか、アメリカにとって石油資源があるところに出ていくとか、ほかにもいろいろな状況がありますが、すべてこういうところに出ていけるかと言うと、必ずしもそうではないわけでは、その辺でも抑制因はいくつもあるのではないかと思えます。

(2) テロと恐怖政治

次に、テロという問題です。これを話していると長くなるのですが、テロの語源は、基本的に「非常に大きな恐怖」というところにあると思います。恐怖を与えることによって目的を達成するということです。一方では、国家とか政権がテロを行っているということがあり、フランス革命がこれの生みの親になっているわけです。イスラエルなどでも国家テロがありますし、チョムスキーが批判するように、アメリカもテロを行なっているわけです。

最近、私がひとつおかしと思うのは、例えば、パレスチナの指導者を暗殺しても、メディアではテロとは言わないということですね。そこには言葉によるイメージ操作が行なわれているのではないかと思います。私はハンナ・アレントという思想家の政治哲学を研究していて、彼女の『全体主義の起源』のなかには「イデオロギーとテロル」という章があります。そこでは、テロルというのは恐怖政治のことを意味し、政権の側が行なっていることであり、恐怖によって人々をバラバラにしていくことです。

言葉の問題はありますが、テロはなぜ起こるのかというと、軍事力では非対称的になっているから、弱いほうは、非常に大きな効果を上げる手段が必要になってくる。そして、技術が発達したから、例えば地下鉄サリン事件などもそうですが、そういうものをもし手に入れたら、原爆をつくれたら、非常に小さな集団でも恐怖手段によって政治的効果を上げることができるという説明が一般的になされると思います。

一方では、北朝鮮に対する脅威感が煽られているわけです。しかし逆に、核兵器を開発しようとしている小国も、自分たちがもしかしたらイラクみたいな目に遭うのかもしれないという恐怖感をもっているということを、われわれは念頭に置いて考えなくてはいけないのではないかと思います。

(3) テロがなぜ冷戦後の世界の焦点になったのか

国際政治学者の武者小路公秀さんは『人間安全保障論序説——グローバル・ファシズムに抗して』（国際書院、二〇〇三年）のなかで冷戦後の世界秩序を「新世界秩序」という言い方で表しています。それによると、一九九〇年代にはいつて米国を唯一の超大国とする国際システムが形成されました。冷戦時代はソ連と米国という二つの超大国を極とする双極システムでしたが、冷戦後の世界で、米国は三つの側面で覇権を確立する必要があつたのではないかと。つまり、(1)ソ連に代わる新しい敵を見つける必要があつた。(2)新自由主義的な市場原理とか競争原理を社会に浸透させていくというグローバル化のなかで、覇権国家としての役割を確立する必要があつた。(3)共産主義と闘うという正当化を失った冷戦後の世界で理念的正統性を世界諸国の市民社会に認めさせる必要があつた。武者小路公秀さんの分析では、そういうことになります (cf. 武者小路 [2003: 31-32])。

トッドはヨーロッパとアメリカという軸で見ていることとするのですが、武者小路さんが言うように、南と北という軸があるので

はないか、と思います。南の軸というのは、南の人々の絶望感です。つまり、貿易センターというネオリベラルのカジノ的な資本主義の牙城と、米国グローバル軍事支配の中心であるペンタゴン（cf. 武者小路 [2003: 45]）が攻撃の対象になった。この象徴的な意味を考えなくてはいけないのではないかとことです。つまり、「九・一一事件の裏に、米国の被害者であるアラブ世界、イスラーム世界、そして第三世界の民衆の中に、アメリカに対して、特に世界貿易センターが象徴する米国のグローバル経済覇権と、ペンタゴンが象徴するその軍事覇権支配に対して、どれだけの怨念や痛みがあるかを、加害者である米国のマスコミは全く報道しなかった」（武者小路 [2003: 46-47]）。

テロということを考える際には、昔、革命家がテロを使ったことを想起する必要があります。暗殺をする。これは古典的な方法で、例えば、ヒトラー暗殺計画などというのも実際にあつたわけです。そのことによつても何百万の人が救えれば、あるいは支配者を殺すことによつて抑圧、支配、隷従から免れる人がいれば、それは正当化できるのでないかという議論もあります。私自身はこのような議論には賛成ではありませんが、正義の実現とテロが結びつけられて論じられた時期もありました。

私が学生時代に読んで感銘した本のなかに、アルベール・カミュの『反抗的人間』、『正義の人間』という作品があります。『正義の人間』は、キャリアエフという実在したテロリストのことを書いています。そこで非常に印象的なのは、カミュは非暴力主義者で

はありませんが、基本的には暴力に対する制約性を強調したということです。「心優しき殺害者たち」ということですが、『正義の人間』のなかには、キャリアエフが大公の馬車に爆弾を投げつけようとしたときに、子供二人と大公妃が乗っていたので、ためらつて爆弾を投げられず、組織に戻つたら仲間には非難されたが、どうしても投げられない、という場面があります。カミュは、「関係のない人たを殺すかもしれない」ということに対するジレンマ的な状況を書いているわけです。基本的にはこういう制約性があつたと思います。

パナマで日本大使館が占拠されたときも、二階に人質を上げていましたが、ゲリラは武力突入されたとき人質を殺せなかつたわけですが、彼らは自分たちを武装ゲリラだと思つていますが、報道ではテロリストということになつてくるわけです。もし軍事的に制圧行動に出た場合は捕虜を殺すことも念頭に置いていたわけですが、占拠している何カ月かの間に人質との間にコミュニケーションができていて、実際に地下から制圧に入つてくるわけですが、人質を殺せなかつたのです。仮に暴力手段を認めても、そのような制約があつたのではないかと思います。

今日そのような制約がまつたくなひとは言いませんが、武者小路さんが言うのは、無差別テロは「利敵行為」、つまり無差別テロは米国を利する行為であるということです（cf. 武者小路 [2003: 55]）。これまでは「人道的介入」しかできなかった。この人道的介入というのも Kosovo 戦争のときから使われるようになりました

が、ちよつと疑問があります。例えば、「人道的戦争」とはふつう言いませんね。「人道的空爆」というのは言つたらしいですが、なぜ「人道的」とつける必要があるのかという問題です。つまりは、軍事的介入なのですが、市民社会では原則的には戦争はいけない、武力行使はいけないという認識があるわけです。だから、これはいいのだということを正当化するためには、やはり国民の支持を集めなければならぬ。「正戦」もそうですが、「人道的介入」にはそういう正当化の論理という側面があるのではないかとということです。実際に、「テロに対する戦争」という形で、国際法秩序自体を揺るがしてしまうような事態が起こってしまった。イラク戦争が問題にされますが、私はアフガン戦争から問題だつたのではないかと思つています。

テロは戦闘員以外の一般市民を犠牲者にします。最近、ジーン・シャープの *Waging Nonviolent Struggle: 20th Century Practice and 21st Century Potential* (『非暴力闘争——20世紀における実例と21世紀に向けての可能性』) という本が出版されたので、読んでみました。この本は非暴力研究のある種の集大成ということですが、非暴力闘争はどういう点で暴力闘争と違うのか、ということがあります。闘つている人が死ぬ可能性は非暴力闘争でもあるわけですが、非暴力闘争では関係のない人を殺すことはありえない、という点に大きな違いがあるわけです。相手方を殺すということもないわけです。もうひとつは、対テロ戦争でもテロリズムでもそうですが、人間を敵と味方に分ける思想があるのではないかということです。 *opponent*

というのは非暴力関係の翻訳では、「相手」と訳して、「敵」とは訳さないようにしています。それは、人間を敵視するような思想を克服しようというのが非暴力の思想だからです。

二 非暴力主義の進展

(1) 非暴力とは何か

ここから本題に入ります。カール・シュミットのように、人間を敵と味方に分けていくという発想を二一世紀にかけてわれわれはどうやって克服していくことができるか。ここにひとつ、非暴力主義の考え方の意味があるのではないかと、私は考えています。

私自身もここ一〇年来考えている最中で、結論が出ていないわけではなくのですが、非暴力についての概念的な理解を行なつてみたいと思つています。仮に今日のような会合だつたら、私たちは話し合つているわけです。暴言を吐くことはあるかもしれませんが、基本的には非暴力です。しかし、こういう生活のことをふだん非暴力とは言わないわけです。なぜかと言うと、普通の人間の生活は暴力を使わずに行なつている部分が圧倒的に多いからです。ですから、非暴力という言葉は、これまで固定観念として暴力で行なわれていたことを、オルタナティブとして非暴力に置き換えていく場合に使われるということです。

例えば、従来だつたら民族解放戦争は暴力的に行なつたとか、革命は血塗られたものだということもあります。暴力革命を非暴力

革命に置き換えていく。シャープは civilian-based defense（市民に基盤を置く防衛）と言っています。一九八六年のフィリピン革命、一九八九年の東欧革命は非暴力革命ということになりますし、一九九一年のソ連のクーデターから市民社会の民主化を守るというような場合は反クーデター防衛ということになります。それまで暴力で行なわれたことを非暴力で行なうように、暴力を非暴力に置き換えていくことがなされてきました。いま何が置き換えられていないのかと言ったら、やはり戦争です。これを何とか非暴力防衛という形に置き換えていくことが、ひとつの課題です。

暴力というものをもっと考えていくと、人を精神的に傷つけても暴力ですが、物理的に傷つけてももちろん暴力です。意図的に傷つけたら、よくない。暴力がゼロになることはありえないかもしれませんが、暴力を極小化していくという考え方です。私は「戦争のない世界」は実現しようと思っていますが、「暴力や犯罪がない世界」となると、暴力や犯罪がゼロになればいいのですが、それは非現実的な想定なので、現実的には暴力を極小化して、できるだけない方向へもっていくということ。もうひとつ、他者に対する寛容とか、生命に対するポジティブな価値、人間の多様性、自然との調和、簡素な生活などは、生き方としての非暴力です。

非暴力を貫いていこうという立場のなかで一番重要だと思われるのは、非報復主義です。つまり「目には目、歯には歯」ということではなく、不条理な暴力に対しても暴力で報復しないということ。ガンディーは、非暴力は「強者の武器」だということを言っ

ているわけです。人間には報復したいという感情がありますが、そうではない次元をつくっていくにはどうしたらいいのかということ。これはなかなか難しいのかもしれませんが、基本的にはそういうことが必要です。しかも、非暴力闘争は闘いですから、世界をより平和な、よりよい世界にしていくということです。

友敵思想の克服というのは、人間を敵と味方に分けられないということです。闘争の最中でも相手を敵視しない行為形態、つまり「相手のなかの最良のものを覚醒していこう」ということが大切だということ。相手を全面的に否定するのではなく、人間にはいろいろな要素があり、いい面もある。それを覚醒できれば、相手を不正な制度から解放するのだ、と。そのなかで自分自身も変わっていくのだという考え方です。

原理的非暴力と戦略的非暴力ということ。原理的非暴力というのは、非暴力の倫理を徹底して保持し、集団的な闘争はあくまでも非暴力を貫くべきだという立場です。戦略的非暴力というのは、非暴力で闘ったほうが犠牲が少ない、あるいはより人間らしい闘い方なのだということで、非暴力を選択し推進しようという立場です。例えば、大都市が侵略されたときに、暴力で闘った場合より非暴力で闘ったほうが非常に効果的だということ。そういう戦略的合理性を重視する立場です。

(2) 受動的抵抗から非暴力不服従運動への転換——ガンディーの
非暴力主義

非暴力の思想は、古代からずっとありましたが、ガンディーという人が出てきて、ひとつの大きな転換をします。ガンディーは、受動的な抵抗をサティヤグラハという積極的な抵抗に、非暴力不服従運動への転換を行いました。私の好きなガンディーの言葉のひとつで、フィッシャーという人がガンディーの語った言葉として伝えているものに、次のような言葉があります。「これまでの歴史に起こらなかったから絶対に起こりえないと信ずることは人間の尊厳に対する不信を説くことです」(フィッシャー [1968: 128])。人間であるということは、これまで起こりえなかったこともなしうるのだということですが。

ガンディー自身は、西洋文明に対して挑戦した人です。ガンディーは、人種差別、国民国家、帝国主義、全体主義は西洋近代が生み出したものだ、と認識しています。これはアレントも共有する認識です。というのも、ナチズムが生み出されたのもヨーロッパ近代からです。人種主義などもそうだと思います。考えてみれば、人間というのはひとつの種だと思うのですが、にもかかわらず、人種という概念がかつて非常に脚光を浴び、いまでもなくなっていないわけです。そういうものがどうして生み出されたのかということを考えていかなければいけないと思います。これに対抗するオルタナティブとして、彼は非暴力に基づく文明を構築していこうとするわけです。ですから、ガンディーにとって非暴力は単なる手段では

なく、非暴力的な社会をつくっていくという目的でもありました。

(3) マーティン・ルーサー・キングの非暴力思想——民主体制下の
市民的不服従運動

もうひとつ、民主体制下での市民的不服従運動については、マーティン・ルーサー・キングという人がいます。人種隔離法、セグリゲーション(人種隔離制度)と言うのでしょうか、バスでアフリカ系アメリカ人たちが座る席を分けるというような政策はよくないということ、彼は徹底的に抵抗しました。民主体制下での法を破るという形で、市民的不服従運動を行いました。市民的不服従というのは、民主体制下では特定の法をあえて破るにことによって社会的緊張関係をよくくり出し、重大な価値剥奪を問題化して、人間の生活条件をよくしていこう、すなわち人間らしい社会をつくっていくという考え方です。

キングはアメリカという社会のなかで非暴力闘争を行なったわけですが、彼の家に爆弾が投げ込まれたことがあります。そのとき、彼自身は家にいませんでしたが、コレッタという名の妻と娘さんがいて、彼女たちは危うく難を逃れました。そうすると、運動の支持者がみんな寄ってくるわけです。護衛のために武装したガードを雇えという提案もありました。しかし、これは決して問題の解決にはならないと、彼はその考え方を退けました。つまり、暴力で問題は解決できないし、報復では問題は解決しないのだということです。教会で少女たちが爆弾で殺されたときも、やはりそうです。

われわれ政治思想を研究する人間が必ず読む本に、マックス・ウェーバーという人の書いた『職業としての政治』があります。ウェーバーは、そのなかで「*demochi*」(それにもかかわらず!)という言葉を使うわけです(ウェーバー [1980: 106])。自分が与えようとしている理想に対してどんなに現実が卑俗であっても、あるいはそれを裏切るものであっても、断じて屈しないということを、ウェーバーは職業政治家に期待しました。「それにもかかわらず!」と言える人だけが政治への「天職」を持ちうるのだと言っています。これは民主運動の指導者にも当てはまるわけです。理不尽な暴力に直面したときこそ、まさしくそういう時点ではなかったかという事です。

構造的暴力の問題、つまり貧困の問題とか、いまで言えば格差が広がっていくとかということもありますし、内では非暴力で闘っている公民権運動と、外では暴力を行使しているヴェトナム戦争との矛盾を次第に自覚していき、キングは闘争の過程のなかで非暴力原理をだんだん深めていくことになりました。実践のなかでマーティン・ルーサー・キングの非暴力思想は深まっていったのではないかと思います。

(4) 戦略的有効性の実証——ジーン・シャープの理論と行動

もう一人、非暴力の重要な理論家としてジーン・シャープという人がいます。彼は、非暴力抵抗には一九八〇の手段があると言っています。数え方によつてはもつとあるのかもしれませんが、ストライ

キやボイコットをやつたり、断食をしたり、最近注目されている手段としては、侵略などされたら、他国に知らせて国際世論を喚起していくとか、いろいろな手段があります。そういう非暴力抵抗がうまくいかなかった場合もありますが、非暴力で革命ができたとか、侵略軍を撤退させることができたということが事例としてたくさんあがつてくれば、われわれをすぐ励ますことになります。チェコ事件などは結局敗れてしまふわけですが、勝利や失敗のなかから学んでいくこともできます。シャープは、そういう実証研究を行なっている人です。基本的には、非暴力は闘いなのです。それは、より効果的で、より犠牲が少なく、より人間的な闘いなのだと思います。非暴力にはもちろん倫理的な側面もありますが、むしろ戦略的な要素を強調しているのがシャープという人です。

政治学では、権力とは上から下へ、ある人の意志に反してでも意志を通す力だというように垂直的にとらえられる傾向がありました。アレントの『暴力について』というところで展開されている権力論などを、ジーン・シャープにしてもマイケル・ランドルにしても非常に参考にしています。権力はむしろ団結した力なのだ、横の力なのだ。ミラボーがフランス革命のときに言っています、「十人でも団結して行動すれば、十万人を身震いさせることができる」(アレント [1995: 395]) というダイナミズムのことです。ピープル・パワー(民衆の力)なども、決して上からの権力ではなくて、横のつながりです。そういう形での権力概念を意図しながら、要するに民衆のエンパワメントというのでしょうか、やればできるの

だという自信をもたせる、あるいは力があるのだということを見えさせていくことが重要になってくるわけです。行政的に言うところ、エンパワーメントは「権限の委譲」ということになってしましますが、むしろ自分たちで自分たちの力を強化していくことも大切です。

(5) 非暴力防衛構想——市民的防衛論

シャープなどは非暴力手段による防衛をC B D (civilian-based defense) と言っていますが、一九九一年のソヴィエトの非暴力によるクーデター阻止、あるいは東欧、フィリピンの非暴力革命は二〇世紀に実現しました。イラク戦争のときでも世界市民の声というのでしょうか、インターネットなどでつながって世界中で反戦運動が起こりました。これをどう見るかということです。丸山眞男さんという政治学者が、安保闘争の時、結局は議会制民主主義というのが無視されたということと、安保という重大な問題に対して国民の声を直接聞かない、そういうことを問題にするわけです。しかし、丸山さんには「明のなかに暗を見、逆に暗のなかに明を見る」(丸山 [1998: 38]) という思考法があります。あそこまでよくできただ。もう一步のところだった。イラク戦争のときも、それを阻止しようとする世界市民の同時行動が生まれましたが、結局は戦争は起こってしまいました。しかし、民衆が日常的にもつと連携していけば、今度は戦争阻止ができるかもしれない、ということ。非暴力防衛にもいくつか事例がありますので、そういうことを考えてい

けば、可能かもしれません。

三 日本国憲法の非暴力思想

これについては憲法学の先生方もいらつしやるので、簡単にお話しします。

(1) 第九条第一項——非暴力原理

日本国憲法には非暴力という言葉はありませんが、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」というのは、国際紛争の非暴力的な解決ということになるのではないかと私は考えています。例えば、幣原喜重郎の『外交50年』のなかに「全面的非協力によつて対峙すればいいのではないか」という文章があります。私の書いた『市民的不服従』という本のなかにも幣原の思想を若干分析したところがありますので、もし関心のある方は読んでいただければと思います。

ただ、改憲論みたいなことになって、もう自衛隊は既存事実だからそれを認めたらどうかという議論がかなり強くなっています。これは第二項にかかわることだとは思いますが、現実には憲法第九条はやはり規制的な機能を果たしていますから、もしこれ自体がなくなつていった場合にならぬのかということを考える必要があります。つまり、政治的に言えば、第九条は自衛隊の戦闘行為への参加

を規制してきたという機能があります。もちろん憲法の解釈としては、自衛隊を縮小、解消していく、あるいは別の形に考えていくという方向に行かなければいけないと思いますが、第九条だけにしても、もし改憲されていったとしたら、どうなるかということですが、歴史の進展になる改憲ならわかりますが、そうでない場合は非常にまずいのではないかと思います。つまり、憲法制定時には、戦争の廃絶を国家的に行なっていくということが重要なテーマになつていたと思いますが、そういうなかで憲法第九条を見ていかなければいけないというのが、私の考え方です。

(2) 第二項——非武装原理

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」という第二項が意味しているのは、戦争をしないためには戦争手段を持たないということです。よりよい世界をつくっていく、より平和な世界をつくっていくのは、正しい手段でやっていかなければいけないということです。現代日本の改憲論でターゲットにされているのはこの第二項ですが、この二項こそが先駆的な歴史的意義をもつものなのです。自衛隊が存在しても普通の軍隊のように海外で戦闘行為に参加することを規制してきたのは、交戦権の否認によるものです。もちろん、自衛隊は違憲の存在ですから、災害救援隊などに改組していくのが望ましいのですが、自衛隊が存在しているも非暴力的にしか活動しえなくしているのが、憲法第九条の政治的機能です。

(3) 前文——非暴力による平和構築

憲法の前文には「諸国民の公正と信義に信頼」すると書いてあります。「恐怖とか恐れ」というようなものと「信頼」は、対立概念だと思えます。そんなことを言ったら一〇〇%信頼できる人はいないとか、いろいろな議論があると思えます。例えば、ホップズなどは恐怖を梃子に、当時で言えば内戦状態にあったイングランドのなかで、いまで言うところの平和構築ということになるのですが、人びとの安全と平和ということを考えたのだと思います。しかし、恐怖とか不安が逆にマイナスになつていく機能もあるわけです。信頼することということとともに、もうひとつ重要なのは、協力関係です。「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」という考え方をいまの言葉で言うところ、構造的暴力の克服まで含まれるわけです。君島先生がよく言われている第二四条の問題もあるかと思えますが、私も婚姻は相互の「協力」によつて維持されるべきだということだと思えます。協力というのは対等な関係でなければいけない。これは暴力的ではないわけです。そういう意味で、今日的に言えば、非暴力ということが日本国憲法のなかにも内蔵されているのではないかということになるわけです。

四 民主主義と平和主義

(1) 戦後日本の民主主義の再評価

去年、政治思想学会の韓国との交流の場で、私は「戦後日本の民

主義思想」というテーマで、丸山眞男、久野収、松下圭一の市民政治理論について報告したのですが、市民政治理論に関しては、小田実、鶴見俊輔、政治学者で言えば高島通敏とか篠原一らがいると思いますが、彼らに共通するポジティブな要素として、ほかの国の民主主義思想にないものを言うとしたら、民主主義と平和主義を結びつけたという点にあるのではないかと思います。アメリカ民主主義というのは、小田実さんなんかもよく言うのですが、爆弾を落としながら民主化しようとしている、という側面があります。民主化という目的はともかくとして、イラクの場合でも、それが本当に目的だったかどうかというのも問題ですが、手段も重要です。これは市民的不服従の思想でも言いたいことですが、もし正しい目的だと言うならば、正しい手段で追求しなければならぬ、ということですね。戦後民主主義の再評価としては、そういうことが言えるわけです。

丸山さんは、戦後日本の使命として国際社会において平和主義の先駆けになるべきだと主張しています。つまり、平和憲法をもつ日本のような国はほかにないのだということだけで満足するのではなく、世界の先駆けになって平和な世界を構築していくことが日本の使命なのだと言っているわけです。

久野収さんの平和構想としては、非武装防衛力とかいろいろありますが、「民間関係の構築」ということも言っています。「防衛の根本には、やはり一種の恐怖や不安というパトスがある。その恐怖や不安の概念をどうするかという問題が、武装か非武装かという問題

と同時に提起されて、それがさらに、国際関係ではない、まさに国際関係の通路を経由して、いろいろなしきたりで解決されていく」（久野〔973：293〕）。このことが重要なのではないか、ということですね。つまり政府に信頼するというよりも、「諸国民の公正と信義に信頼」することになります。ですから、民衆レベルで隣人関係を築く。それが平和構築につながっていくのではないか。例えば、インドとパキスタンが紛争をしていたら、双方の被害者にいろいろな救援の仕方を講ずればいいわけで、どちらかに立てばいいということではない。迷惑している相互の人民に連帯の手を差し伸べる国際組織をつくれと言っているわけです。

もうひとつは、軍備撤廃は民主主義の対外的行使につながるのだということですね。軍隊というのは、やはり民主的な組織ではありません。軍隊のなかでいろいろなことを話し合っていたら作戦にならない。ソヴィエトがそうでしたが、多言語国家だけど、軍隊のなかでは共通語としてロシア語が必要だったわけです。そういう問題点はNATOでもあります。上からの命令を通訳していたら、戦争にならぬわけですね。軍隊は、多言語や多文化の世界ではありません。

また、軍隊内には秘密保持の義務があり、垂直的な命令系統があります。丸山さんの思想などでも、やはり軍隊体験というのが重要だったと思います。丸山さんは平壤と字品で軍隊生活を送ったわけですが、朝鮮半島にいたときは、軍隊のなかで殴られてばかりいたという話があります。ラディカル（根底的）に考えていくと、民主主義

というのは反軍思想だということに行き着きます。

(2) 二二世紀の課題

二二世紀の課題として、ひとつは市民や民衆が国境を越えて連帯を強化していく、民際化ということです。

ヴェトナム戦争とイラク戦争の違いは、今回のイラク戦争では、やはり情報操作がかなり進んできたのではないかと思います。相手側に対する悪いイメージを形成し、自国に都合の悪いことは追求しないということ。今日の日本でもあることですが、北朝鮮がパッシングの対象になっていますし、中国に関しても必ずしも公正な報道がされているとは思えないわけです。そういう状況に対して、われわれはどうしたらいいのか。やはり自分たちが違うメディア、違う情報ツール、違うコミュニケーションの回路をもつことによって信頼を醸成していくということが大切だと思います。予防戦争ではなくて、予防外交という意味で、民衆が独自のコミュニケーション手段を使っていく。これがもうまくいけば、戦争・武力行使を阻止することも可能になっていくのではないかと思います。

もうひとつ重要なことは、平等主義的で非暴力的な社会の構築です。これはガンディー的アプローチということになります。彼は建設的プログラムということと市民的不服従運動を対して考えています。社会的不正義と闘い、平等主義的で非暴力的な社会を構築していくということです。

最後に、非暴力を用いるという手段の問題があります。政治学で

は、どちらかと言うと、そういう問題をなおざりにしてきたのではないかと、思います。政治理論家は、政治の目的とか正義は語ってきたけれども、どうやって到達するか、ということはあまり語ってこなかったと思います。これは、アレントもそうですし、ポパーも言っていますが、「二〇世紀というのは、地上に天国をつくれなけれども地獄はつくり出せることを証明した世紀であった」ということです。どんなに正しいことでも正しい手段で行なっていかなければ、民衆の支持を得られないし、非常に長いスパンで考えたら、そのほうがよりよい世界をつくるのに役立つのではないかと。そういう意味で、非暴力思想から学んでいくことが重要なのではないかと思います。私も一人の研究者としてそういうことに努めているつもりです。

以上で終わりにします。ご静聴、ありがとうございました。

質疑応答

M 基本的な問題かもしれませんが、構造的暴力というものについてもう少しかみ砕いてというか……。

寺島 これは、ノルウェーの平和学の研究者であるヨハン・ガルトゥングという人が出した概念です。ひとつには、いわゆる南北間の問題が念頭にあるのだと思います。

貧困がどうして生まれるかということですが、世界をひとつのシステムと考えた場合に、必ずしも平等な貿易が行なわれていないとか、四〇歳ぐらいの寿命の国もあるわけです。そうでない状態だつ

たら七〇歳まで生きられるのに、幼児の時に死んでしまう。そういう不条理な形で、不平等な構造が存在するという事です……。技術が行き渡っていないということもあるわけですが、あるいは社会のなかにそうでない可能性を考えていったら、暴力的なものを生み出すような構造があるのだという考え方です。

トルストイの『戦争と平和』という本がありますが、以前は、戦争がなければ平和だという考え方があったと思います。では、戦争がなければ平和なのかという議論が出てきて、南米のように政治犯がどこかに消えてしまったり、スターリニズムのソ連などでも、侵略していくということではないのだけでも、国内には強制収容所があつたり、海外と文通したりした人がスパイ容疑で捕まったり、そういう国内的な圧政みたいなものもあるわけです。これは、人を殺傷するという直接的暴力の形態、すなわち物理的暴力だけということになつてしまいます。そこで、暴力概念を拡げて、間接的暴力までも含め、平和の概念を「構造的暴力を極小化する」という意味で使うようになったのです。構造的暴力についても、理念としては、ないのいいのですが、実際には極小化していくということになります。

構造的暴力とは何かと言うと、間接的暴力のことですが、具体的には、貧困、差別、抑圧ということになると思います。この概念は、平和学の研究者のなかでは支持されてきました。戦争がなければ平和なのかと言えば、実際問題として、飢餓で死んでいる人がいるわけ、北のレベルで人が平和だ、平和だと言っても話にならない

いわけです。経済封鎖とか経済制裁だつて、貧しい人びとに対する構造的暴力ではないかという論じ方もあります。

ただ、私は政治学を研究してきた人間として、概念的に言うところというのは社会的不正義とそんなに違わないのではないかと、最初は思いました。だから、暴力の概念は狭義で使つたほうがよいとも言えます。しかし、平和研究では構造的暴力という言葉もよく使いますから、その概念を紹介したわけです。基本的には、社会的不正義と違わないのではないかと、という批判はもちろん最初からあつたわけですが、平和というのは戦争がなければいいということではなくて、いろいろな問題があるのでないかということで、構造的暴力という言葉が使われているわけです。

例えば、リトアニアでは自殺率が高いという統計もありますが、日本は先進産業諸国のうちでは、自殺率が一番高いと言われています。しかも四〇代、五〇代の男性に自殺者が多い。ほかの国と比較しても、これは何かおかしいわけです。労働が非常に抑圧的になっているのではないかとか、あるいは新自由主義というなかで新しい格差が生まれているのではないかとか、人間らしい生活が送れない問題が出てくる。日本平和学会がかつて『構造的暴力と平和』（早稲田大学出版部、一九八八年）という本を出しましたが、ここでは教育現場における管理の強化のようなミクロな政治状況を扱っていましたが、そういう問題にもつながっていくのではないかと思えます。私自身は、とくに構造的暴力を研究しているわけではないですし、ふだんは暴力概念をむしろ限定して使っています。

君島 いま寺島さんがジーン・シャープの一番新しい本に触れられました、私は買ってまだ読んでいないのですが、ジーン・シャープの以前のものと比べて、進展したところとか、何か変わったところはありますか。

寺島 基本的には同じようなもので、いままで書いたものをまとめていこうというところがあります。いろいろな協力者も得られて、本としてまとまっていると思います。未来への指針とかガイドラインを示そうとして、いくつかけ加えられているところがあるのではないかと思えます。やはり二〇世紀の成果をまとめていこうという感じですね。それから、二一世紀に向けての幾つかのポイントも書いています。ですから、われわれにとってもこれは基本的な文献にもなっていくのではないかと思えます。私自身も一度読んでみただけで細かく分析していませんが、まずは集大成という感じがしました。割とスマートにまとめられていて、いいのではないかと思います。

——寺島氏 講演 終了

文献リスト

- ・阿木幸男『非暴力』（現代書館、一九八七年）
- ・アレント、ハンナ『革命について』志水速雄訳（ちくま学芸文庫）（筑摩書房、一九九五年）
- ・——『全体主義の起原3 全体主義』大久保和郎・大島かおり訳（みすず書房、一九七四年）
- ・ヴェーバー、マックス『職業としての政治』脇圭平（岩波文庫）（岩波書店、一九八〇年）
- ・カミュ、アルベール『正義の人びと』白井健三郎訳、『カミュII』（新潮社、

一九六九年）所収

- ・——『反抗的人間』佐藤朔・白井浩司訳、『カミュII』（新潮社、一九六九年）所収

- ・ガンディー、マハトマ『わたしの非暴力』1、2 森本達雄訳（みすず書房、一九七〇年、七一年）

- ・紀平英作編『帝国と市民——苦悩するアメリカ民主政』（山川出版社、二〇〇三年）

- ・キング、M・L『自由への大いなる歩み——非暴力で闘った黒人たち』——雪山慶正訳（岩波新書）（岩波書店、一九五九年）

- ・久野収『憲法の論理』（みすず書房、一九六九年）
- ・——『平和の論理と戦争の論理』（岩波書店、一九七二年）

- ・——『平和主義の原点——レジスタンスとしての平和運動』『久野収対話集・戦後の渦の中で2 平和・権力・自由』（人文書院、一九七三年）

- 所収
- ・後藤道夫・伊藤正直『現代帝国主義と世界秩序の再編』（大月書店、一九九七年）

- ・佐渡龍巳『テロリズムとは何か』（文春文庫、二〇〇〇年）

- ・澤野義一ほか編『総批判 改憲論』（法律文化社、二〇〇五年）
- ・寺島俊徳『市民的不服従』（風行社、二〇〇四年）

- ・トッド、エマニュエル『帝国以後——アメリカ・システムの崩壊』石崎晴巳訳（藤原書店、二〇〇三年）

- ・日本平和学会編『構造的暴力と平和——教育・性・職場・マスコミの現場から』——『平和研究叢書3』（早稲田大学出版部、一九八八年）

- ・ネグリ、アントニオ『帝国』をめぐる五つの講義 小原浩一・吉澤明訳（青土社、二〇〇四年）

- ・ハート、マイケルとネグリ、アントニオ『帝国』水嶋一憲ほか訳（以文社、二〇〇三年）

- ・フィッシュャー、ルイス『ガンジー』古賀勝郎訳（紀伊国屋書店、一九六八年）

- ・藤原帰一『デモクラシーの帝国——アメリカ・戦争・現代世界——』（岩

- ・波新書、二〇〇二年)
- ・丸山眞男「憲法第九条をめぐる若干の考察」『後衛の位置から——『現代政治の思想と行動』追補』(未來社、一九六五年)所収
- ・——『自己内対話——3冊のノートから』(みず書房、一九九八年)
- ・宮田光雄『非武装国民抵抗の思想』(岩波新書、一九七一年)
- ・武者小路公秀『人間安全保障論序説——グローバル・ファシズムに抗しつ』(国際書院、二〇〇三年)
- ・最上敏樹『いま平和とは——『新しい戦争の時代』を考える』(NHK人間講座テキスト)(日本放送出版会、二〇〇四年)
- ・ランドル、マイケル『市民的抵抗——非暴力行動の歴史・理論・展望——』石谷行・田口江司・寺島俊穂訳(新教出版社、二〇〇三年)
- ・和田英夫、小林直樹、深瀬忠一、古川純編『平和憲法の創造的展開』(学陽書房、一九八七年)
- ・Sharp, Gene, *Exploring Nonviolent Alternatives*, Boston: Porter Sargent Publishers, 1970 Ⅱ『武器なき民衆の抵抗——その戦略論的アプローチ』小松茂夫訳(れんが書房、一九七二年)
- ・——, *Making Abolition of War a Realistic Goal*, New York: World Policy Institute, 1981 Ⅱ『戦争の廃絶を実現可能な目標とするために』岡本珠代訳『軍事民論』特集第二八号(一九八二年五月)
- ・——, *Waging Nonviolent Struggle: 20th Century Practice and 21st Century Potential*, Porter Sargent Publishers, INC., 2005

*引用・参考文献は、本文中に著者名〔出版年：頁〕のように記した。